

## 南陽市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

南陽市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（仙台支店取扱い）（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、南陽市における市民の健康づくりの推進及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携及び協力して実施する。

- （1）市民の健康の保持増進に関する事
- （2）科学的根拠に基づいた熱中症対策に関する事
- （3）高齢福祉の充実に関する事
- （4）企業での健康経営に関する事
- （5）防災体制の強化に関する事
- （6）女性の活躍推進に関する事
- （7）その他市民サービスの向上に関する事

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、当該事項の実施については年度ごとに協議を行うものとする。具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上決定する。

### （情報保護）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を他に漏らしてはならず、また、この協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

### （協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日が属する年度の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更又は解除)

第5条 甲又は乙のいずれかがこの協定の変更又は解除を申し出たときは、その都度  
甲乙協議の上、この協定の変更又は解除ができるものとする。

(疑義の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び  
乙が協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙が両者署名の上、  
各自その1通を保有する。

令和4年4月27日

甲 山形県南陽市三間通436番地の1

南陽市長

---

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号  
アゼリアヒルズ18階  
大塚製薬株式会社

仙台支店長

---